

居宅介護支援事業所あおぞらステーション料金表
(令和6年4月以降版)

<居宅介護支援業務>

①居宅サービス計画の作成 ②当該居宅サービス計画に位置付けられた居宅サービス事業者等との連絡調整 ③地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設への入所を要する場合における当該地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設への紹介及び情報提供等の便宜の提供				
ご利用料金				
区分		単位数	介護報酬の額	利用者負担料金
居宅介護支援費 i	要介護1・2	1,086 単位	12,076 円	0 円
	要介護3・4・5	1,411 単位	15,690 円	0 円
居宅介護支援費 ii	要介護1・2	544 単位	6,049 円	0 円
	要介護3・4・5	704 単位	7,828 円	0 円
居宅介護支援費 iii	要介護1・2	326 単位	3,625 円	0 円
	要介護3・4・5	422 単位	4,692 円	0 円
初回加算		300 単位	3,336 円	0 円
特定事業所加算Ⅲ		323 単位	3,591 円	0 円
入院時情報連携加算Ⅰ		250 単位	2,780 円	0 円
入院時情報連携加算Ⅱ		200 単位	2,224 円	0 円
退院・退所加算(Ⅰ)イ		450 単位	5,004 円	0 円
退院・退所加算(Ⅰ)ロ		600 単位	6,672 円	0 円
退院・退所加算(Ⅱ)イ		600 単位	6,672 円	0 円
退院・退所加算(Ⅱ)ロ		750 単位	8,340 円	0 円
退院・退所加算(Ⅲ)		900 単位	10,008 円	0 円
通院時情報連携加算		50 単位	556 円	0 円

※居宅介護支援業務は、原則として報酬額の全額が介護保険から事業者へ直接給付されるため(法定代理受領)、利用者負担料金はありません。

※利用者に介護保険料の滞納等の理由があるときは、一旦10割負担となる場合や、3割負担となる場合があります。その場合は、別途負担額をお知らせします。

※介護報酬の額は、横浜市の場合、単位数×11.12円で計算されます(端数切り捨て)

※表の金額は月額料金です。

※事業所の通常の事業の実施地域は、横浜市泉区および戸塚区の一部（上矢部町・矢部町・鳥が丘）です。通常の事業の実地地域内においてサービス提供する際は、移動に要する交通費について利用者の負担はありません。

※通常の事業の実施地域を超えて居宅介護支援を提供する場合は、次の区分に従って交通費が発生します。

- 一 公共交通機関を利用して指定居宅介護支援を提供したした場合
通常の事業の実地地域を超えた時点から生じた実費
- 二 自動車を利用して指定居宅介護支援を提供した場合
通常の事業の実施地域を越えた地点から安全かつ最短の道のりで片道分 5 キロメートルを超えるごとに 100 円。ただし、高速道路を利用したときは、通常の事業の実施地域を超えた地点から生じた高速道路利用料金の実費

※交通費を請求する場合には、事前に費用が発生する旨を文書でお伝えし、利用者の同意を求めます。